

ジャパンサーチの運営体制の考え方について（検討用メモ）

1. 議論の目的

平成 31 年 4 月に決定された第 2 次中間とりまとめにおいて、「ジャパンサーチの運営主体は、正式版の公開及び次の体制が整うまでの間、実務者検討委員会とすることを決定した」とされている。また、平成 29 年 9 月 5 日に決定された「デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会の開催について」において、「4. 本申合せは、申合せ後 3 年が経過した日限り、その効力を失う。以後については、必要に応じて見直しを行う。」とされている。すなわち現実実務者検討委員会につきましては、令和 2 年 9 月 4 日が設置期限となるところ、設置期限後のジャパンサーチの運営体制について議論をし、決定をする必要がある。また、合わせて理想的な運営体制についても議論し、その実現を目指すことが求められる。

2. 議論の進め方

本日、実務者検討委員会（第 9 回）で事務局から運営体制についての考え方を提示し、今回の議論を踏まえて、次回までに必要に応じて意見を集約しつつ、3 月に開催予定の第 10 回会で新体制案を提案したところで、方向性について合意形成を図り、その後、デジタルアーカイブジャパン推進委員会の承認をもって決定とする。

3. 論点

- （1）設置期限後のジャパンサーチの運営体制について、以下二つのうち、どちらの方向性がより効果的か。あるいは他の案があるか。
- ①現会議体の設置期限後に、新しい会議体や新しい構成員による運営を行なう。
 - ②現会議体をもう一期（3 年）延長し、ジャパンサーチ正式版公開後のフォローとデジタルアーカイブ社会実現に向けた課題を引き続き検討する。
- （2）目指すべき理想の運営体制とはどのような体制か。

（1）について

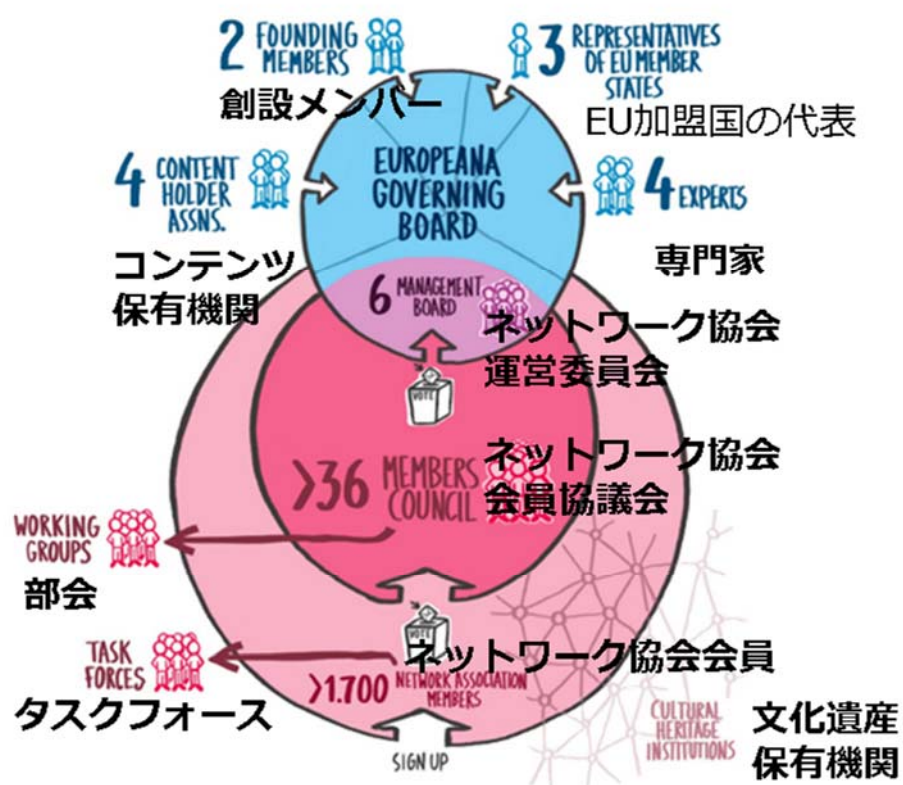
- ①は、いわゆる新体制案であり、変化の速い社会情勢に迅速に対応したり、新しい考え方を取り入れる可能性がある一方、今までの議論の経緯や決定事項が必ずしも踏襲されるとは限らない。また統合ポータルサイト（ジャパンサーチ）の運営について、運営主体が変わることで、正式版リリース後のフォローに支障が出るケースがあるのではないかと不安がある。
- ②については、いわゆる現体制延長案で、ジャパンサーチの構築の経緯を踏まえて、正式版リリース

後のアフターフォローが安心である一方、運営体制が長くなることで議論が行き詰まったりするリスクがあるのではないかとと思われるところ。

(2) について

設置期限後の体制を①②どちらの方向性にしたとしても、最終形としての理想的な運営体制を目指すことが重要と考えられる。そのため海外の事例などを参考にしながら、理想の運営体制をある程度イメージしながら設置期限後の体制案を検討したい。

(ex) Europeana の例



Elco van Staveren, Denkschets/Adapted/

CC BY-SA <https://pro.europeana.eu/our-mission/foundation-governing-board>

- ▶ 文化遺産保有機関は、ネットワーク協会運営委員会を通じて、Europeana の運営に参画
- ▶ ネットワーク協会会員協議会の下に、運営、著作権ポリシー、データ品質、国際的権利表記等に関する部会を設置

(参考) 第2次中間とりまとめ(抜粋)

6 国の分野横断型統合ポータル構築

(3) 運営主体

実務者検討委員会は、平成30年11月に開催した第5回目の会合において、ジャパンサーチの運営主体は、正式版の公開及び次の体制が整うまでの間、実務者検討委員会とすることを決定した(※)。また、ジャパンサーチの開発を進めるに当たっては、座長の下、実務者検討委員会の有志による非公式の打合せ(有志会合)で案を検討し、実務者検討委員会に諮ることとした。

なお、正式版公開時の運用体制については、引き続き実務者検討委員会において検討することとなった。これまでに実務者検討委員会が出された意見は、次のとおり。

- ジャパンサーチは、いわばポータル的にとらえられているが、デジタル化の技術、デジタルアーカイブの維持管理の技術、関連する社会制度、さらにこれから進むことが確実な「高度データ化」に対応していく必要があり、既存の組織が部分的に取り組むには無理があるのではないか。高い専門性を保持すること、そうした専門性をさまざまな機関、組織で共有可能とする必要があることなどから、ナショナルデジタルアーカイブセンターとでも呼ぶべき技術開発力を持つ組織が必要ではないか。
- 運営主体、開発体制については、現状の体制を維持し、国立国会図書館を中心に運営すること、実務者検討委員会のメンバーがそれに協力する体制とすることが望ましいのではないか。
- デジタルアーカイブジャパンの取組は、ポータルサイトをつくってそれを継続的に運用していくということだけに留まるものではなく、デジタル時代における文化政策でもあるので、公的な文化施設のデジタルファースト化、あるいは広く官民データの活用にも関わるところに活動を広げていくべきではないか。
- 我が国の知的インフラとしてのジャパンサーチをどのように育てていくかということについて、正面から取り組んでいく必要があるのではないか。

※ジャパンサーチのシステムについては国立国会図書館が運用することとした。